令和８（２０２６）年　第６回伊丹市男女共同参画審議会議事録

【開催日時】
令和８年（２０２６年）１０月１５日（木）１４時００分～１６時００分

【開催場所】
伊丹市役所　議会棟４階　議員総会室

【出席委員】
中里会長、白井委員、高嶺委員、松浦委員、田島委員、中川委員、石﨑委員、山中委員、吉岡委員、石川委員、福満委員（１１名出席）（欠席委員：岩本副会長、西尾委員、和田谷委員）（順不同）

【事務局】
須磨市民自治部長、中井共生推進室長、仲宗根男女共同参画課長、男女共同参画課員

【議事録確認委員】
松浦委員、福満委員

【傍聴者】
０名

【議事次第】
１　開会
２　議題
（１）第４期伊丹市男女共同参画計画案（素案）について

３　閉会

【会議内容】（要旨）

（１） 第４期伊丹市男女共同参画計画案（素案）について

（事務局より、資料１、資料２について、説明）

会長　：事務局より計画案全体の構成と、前回からの主な変更点について説明いただいた。ご質問やご意見等いただきたい。

委員　：資料１男女共同参画計画案（素案）の２０ページのところについて、前計画と比較すると、弱まっていると感じる。基本目標７つから４つになっており、ＤＶ計画と困難を抱える女性への支援についてもまとめているので、致し方ない部分もあるのかもしれないが、助言や情報提供を行うだけみたいな捉え方になってしまったら、残念である。前回の審議会で他の委員が意見したように、これからますます女性の単身、女性だけではないが、単身家庭が増えていって、或いはその身寄りや相談相手がいない方々が増えていく中で、困難な問題を抱える女性の増加は非常に大きな問題になると思う。市民自治部が所管部局になると非常に大変にならないかと思う。要は、困難な問題を抱える女性が色々なチャンネルで相談、例えば住宅問題や、生活費で困っている、元気で働いていたけど健康を害していきなり収入が途絶えたみたいな形で出てくるとか考えられる。市の庁舎の中でもいろいろな部局が対応する方々の問題を、素案を見ると市民自治部がハブになって出来るのかということが、心配というか、懸念されるところだと思うので、「基本施策３困難な問題を抱える女性への支援」のところに、丁寧に、または膨らまして書くということはできないのかと思う。

会長　：事務局としては、ご意見を受け、言い回しを変更している。関係機関という表現で市として対応すべき部分を前に出すような形の修正をしている。

委員　：関係機関だけではなくて、庁内の色々な各セクションをつなぐというか、福祉の部門だと健康福祉部の共生福祉社会推進担当があり、色々な課題を抱えている方々と連携している。共生福祉社会推進担当がハブとなって連携していきましょうとなっている。国でいう重層的支援体制整備事業であるが、所管は健康福祉部である。その事業を市民自治部も行うのであれば、現在の素案のままでいいいと思うが、関係性が見えてこない。前回の計画では丁寧に書かれていたので、もう少し書き方を変えるというか、色々なチャンネルで引っかかった方々を包括的に支

援しますという意味合いが薄れているような気がする。

事務局：「関係機関等の紹介や助言、情報提供」の部分を「関係機関等と連携した相談支援を行います」に変更し、所管部局に「関係部局」を追記した。決して市民自治部だけの業務ではないということで修正を行った。市民自治部で相談を受けて、包括的な支援の方に繋げるということで、支援を求める方が適切な窓口に繋がりにくいという課題を受けての対応ということで、まずは窓口の支援を伝える部分として記載している。もちろん福祉や関係機関への支援につなげていくことになるので、手薄になっている部分ではない。保護体制の充実については、１８ページに安全な保護体制の充実ということで、ＤＶ被害者の方に記載しているが、困難女性もあてはまってくる部分でもある。

会長　：関係部局と言う表現は、かなり庁内全体に渡るような内容の場合は、一つ一つ記載するのは難しいと思うが、困難を抱える女性への支援に関して中心となる所管が具体的にあるようなら、具体的に入れる方が明確になる可能性はある。特定できるものなのか。

事務局：相談に応じて繋げていく、対応していく案件のケース次第であるため、「関係部局」と入れている。庁内の体制だけに限らず、民間団体や県との連携等もある。

委員　：一番初めにＤＶの基本計画を立てたときに、ＤＶの被害者は本当にエネルギーを使って来るのでノンストップサービスとして、男女共同参画課を窓口として、その人を必要な支援のところに繋ぐということをすぐにやろうというのがあったが、消えてしまっている。うまく繋いでいると思っているが、令和７年度に６か月間で５５人の相談が、よりそい相談室にあったみたいだが、どのように繋がっていったのか。

事務局：電話相談で対応して、気持ちがスッとしたということで終わった方もいる。住宅居住の問題があって、くらしサポートセンターに繋げ、居住支援に繋げていった方もいる。家族からの暴力については、年齢に応じた担当の窓口、福祉部門、或いは居住支援に繋げていくという対応を行った。また、傾聴や共感で相談が終わった方については、義理の実家との付き合いや勤め先での悩みのメール相談を受け、一度返信を返したあとは連絡がない等、ケースバイケースの対応を行った。今まで、ＤＶ相談の窓口で困難女性の窓口も一本化して受けていたが、令和７年度の１０月から別の電話番号を設け、２４時間受付可能のメール相談も開始した。チャットＧＰＴで検索すると、よりそい相談が上位に出てき

たため、電話を掛けたという方もいる状況である。

委員　：せっかくきめ細やかな支援をしているのに、関係機関との連携とだけ記載されていると、何かよく伝わらないので、実際に行っていることも記載するように変えてもいいのかもしれない。

会長　：細かいところだが、相談支援と記載されているが、相談と支援は別だと思うので、中黒で区切った方が良いかなと思う。委員からの意見があったように、ワンストップというか、ファースト窓口は分かりやすくしつつ、細かく対応していることが伝わる表現に工夫していただいたらいいと思う。

委員　：資料１の２１ページの３について、「２５歳から４４歳までの女性の就業率」があるが、４５歳や２５歳で区切っているのはなぜか。もっと若く働いている人や、６０歳を過ぎても働いている人もいる。

会長　：事務局からも説明があると思うが、おそらく、子育て期にある人たちが辞めてしまうという状況に対する、就業率の変化に対するモニタリングだったような気がする。

事務局：国の目標に合わせた数値となっている。

会長　：今の時代に、その部分が変わっている、そもそも２５歳から４４歳の年齢層で未婚の方も増えてきており、子育てとの関係を図る適切な指標なのかというのは現実問題変わってきている気はするが、過去との比較ということで、そのまま確認するということなのかなと。別途、介護の時期はどうなのかということはやってみる必要があるかもしれない。

委員　：資料１の２ページの男女共同参画社会の実現に向けてという最初の文章の中で、「性別にとらわれず一人ひとりを大切にする男女共同参画と、性別にすべての人が個性と能力を発揮できるまちの実現にむけて」の文章が少しおかしい。後ろの「性別に」のあとに「関わらず」が抜けているとか。

事務局：「関わらず」が抜けていたため、修正する。

会長　：資料１の５ページの一番下に基本目標が書いてあり、女性活躍推進計画やＤＶ対策基本計画、女性支援基本計画が、伊丹市第４期男女共同参

画計画のどの部分に該当するのかの意見を反映させたが、「計画の主な該当部分」というのが分かりづらい。計画の中の該当部分という意味かと思うので、表現を工夫して、伝わるように。

委員　：資料１の２ページの計画策定の趣旨や基本目標の中に「一人ひとり」という言葉があり、市民全員、性別、職業も、働いている・働いていないに関わらず、みんなのための計画だという印象を受けて、身近に感じられる計画と感じた。これまでの審議会の中で、子育て・介護と仕事の両立、「両立」という文言にこだわって意見をしたが、１５ページの「施策の方向性２　仕事と子育て・介護等の両立支援」にも文言があり、具体的施策の中にも記載されているので、両立しながら頑張っている人たちに分かりやすく伝わりやすく励みになる文だなと感じた。
　４７ページの審議会の開催日が相違しているかもしれないので、確認ください。

委員　：資料２の取組案について、基本目標２－１－１「審議会への女性の登用」について、「内閣府からの照会に併せて、第３期計画の目標と現状を周知」とあるが、「第４期計画」の誤りではないか。また、「男女共同参画センターここいろの周知の強化と機能の充実」について、「ここカフェ」とあるが、「ここいろカフェ」のことで合っているか。基本目標３－１－２「ライフステージに応じた働き方やキャリアプランニング・スキルの習得等に関する研修や相談を実施します。」の男女共同参画課で「チャレンジ相談」とあるが、ここいろの事業とは別で男女共同参画課でも行うということか。

事務局：基本目標２－１－１について、「第４期計画」に修正する。また、「ここカフェ」については、「ここいろカフェ」のことである。基本目標３－１－２について、ここいろの「チャレンジ相談」について記載している。男女共同参画課は、ここいろの所管課であるため、伊丹市の取組のところに男女共同参画課と記載した。

委員　：基本目標２－３－２「防災における男女共同参画の視点の強化」に、「性別、年代、多様な立場に配慮した安全・安心な防災体制の整備を進めます」と書いているが、具体的施策の２つを読んでも「多様な立場」についての記載がない。例えば、ＬＧＢＴＱの方々への配慮という文章が入っている市もあり、障がいや高齢という多様な立場が抜けているので、計画に入れていくべきと考える。実際に、レイアウト等に関しては、女性や子育て家庭が安心できるようなレイアウトや設営、物資の備蓄というのはいいと思う。

会長　：施策の方向性２の文章では、「多様な立場」と入っているので、同様に、具体的施策の一つ目のところに、例えば「男女共同参画の視点を持ち、多様な立場に配慮した避難所設営・運営」とすると、明確に伝わると思う。

委員　：例えば、男性のトイレと女性のトイレの割合、設置数の配慮があったり、子育てのトイレがあれば、少し大きめの多目的トイレがあったりのように、高齢者や障がい者、ＬＧＢＴＱの方、男性女性どちらかに限定せず、誰でも使いやすいトイレであったり。大阪でレインボーフェスタとかやっているが、企業とかではすでに設定しており、本当は防災の時だけではないが、防災の時にも安心して避難できるような配慮を入れる方が良いと思う。シャワーとかも同様に。

事務局：多様な立場ということで、ＬＧＢＴＱの方であっても、マイノリティの方であるとか障がい者もいるので、多様な立場と入れていたため、具体的施策の文言について検討する。

委員　：難しいと思うが、加害者の更生プログラムについて入れていただければと思う。被害者の方は書いているが、ＤＶは加害者の問題であり、被害者は悪くないのにと思うことが結構ある。しかし、まだ日本の法体制は被害者が逃げないといけない。そこが一番問題であり、被害者がなぜ今まで住み慣れた町を離れて、子どもも学校を変えないといけないという状況に置かれている。命を守るためではあるが。外国では、加害者が更生プログラムを受けるために町を離れるという形になっているので、この問題は法律を変えないといけないが、計画案では加害者更生について一言も触れていないので、加害者の問題であるということを入れてもらえたらと思う。

会長　：審議会でも何回か議論があり、ご意見をいただいているが、どこかにいれていなかったか。

事務局：加害者更生プログラムは、民間がやっているところでは配偶者が望んで、夫婦の関係を継続したまま更生プログラムを一緒に受けるものもあり、更生プログラムも内容が色々ある中、市でできることとして団体の情報収集をして案内することになる。加害者更生プログラム自体を実施するのは難しいと考えている。

委員　：何年も前から言っているが、更生プログラムを受けてもやっぱり回復

しないということも結構あるので、根本的な解決方法はないのかなと思う。ただ、問題があるということを皆さんに分かっていただきたい。

事務局：実際に相談を受けて、何で被害者が出ていかなきゃいけなのか、と言っている方もおり、ジレンマを感じるところではある。別の委員からも加害者更生プログラムについて意見をいただいたが、今回はいれていない。

会長　：９ページの施策の方向性１「男女共同参画に関する子どもへの教育の充実」では、子どもへの教育に関するところで、「加害者にも被害者にもならないように支援する」と言う表現で、入っている。

委員　：ただ、無自覚であり、自分が悪いとは思っていない。ストーカー事件も今深刻化しており、いくら法制度が整っていっても一定数どうしてもストーカーをしてしまう。思い込みの病だと思うが。危機感を持った方が良いかと思う。ストーカーにしてもＤＶにしても初期対応がまずいので、市で出来ることはあると思う。

会長　：検討していく姿勢や方向性は必要だと思うが、読み取れる場所はあるか。実際にすぐ導入できるかどうかは別として。

事務局：検討する。

会長　：事前の打ち合わせの時に気づいたところだが、２６ページの数値目標の２－④「６歳未満の子供がいる世帯の男性のうち、育児に関わる時間が１週間あたり３時間以上である人の割合」について、調査票をみたら「１週間を１日単位で平均して１日あたり３時間」となっている。現在の書き方だと「１週間で３時間」しかないと勘違いしてしまう表記なので、「１週間を１日単位で平均して１日あたり３時間」に変えた方がいい。

事務局：第４期計画で設定している２１ページの部分は修正している。２６ページの方は現行の第３期計画の表記のまま使用している。修正を検討する。

委員　：１４ページ、基本目標３－１－２「女性の雇用・就業・企業等のための支援」の具体的施策「市職員の採用について、性別の片寄りがある職種における、改善を図ります」の文章がおかしいと思うのだが、そもそも採用の段階で性別の片寄りがあるのは、よろしくない対応だと思う。市

の資料として相応しくない文言だと考える。適材適所の考え方の中で採用活動を行った結果として、例えばその部署が全員女性とか全員男性というのは、市民の方の福祉について考えるときにはあるべき形かもしれないが、採用する段階で、男性しかだめ、女性しかだめというのは均等法で禁止されていることでもあり、表現の仕方がそう捉えられないような表現になっているので、修正をしたほうがいいと思う。

２１ページの３－②「週労働時間６０時間以上の雇用者の割合」について、現状値が３．８％になっているのに、目標値が５％以下になっている。低い方が良い数字だと思うので、既に５％以下になっているものに対して、５％以下を目標に立てるのはどうかと思う。

事務局：男女の区別、例えば消防士であるとか、男女区別して採用していないので、表現を検討する。また、週労働時間６０時間以上の雇用者の割合については、国の男女共同参画基本計画の目標値に合わせた設定としている。

会長　：市の別の計画に既にある数字に合わせて５％以下の目標値としたのかと考えていたが、国の目標値に合わせているのであれば、市が独自に目標値を設定するのは問題ないと思う。

委員　：現状値３．８％も国の数字か。

事務局：３．８％は、令和７年度に実施した市民意識調査結果から取ってきているので、市のデータである。

委員　：現状値は市のデータで、目標値は国のデータになっている。

事務局：国の計画について、目標値を国、県、市と分けて設定している項目もあるが、週労働時間については分けておらず、５％以下だったと思う。

委員　：現状よりも増えても目標達成となってしまう。

委員　：例えば、伊丹市が２％以下にすること、市の目標として、国よりも下に設定するということは問題ないか。

事務局：問題ない。

会長　：週労働時間が６０時間というのは、多いのか。

委員　：多い。過労死ラインぎりぎりである。

会長　：ぎりぎりであり、かつ短時間勤務を分母に含めた上での割合と言うことで、少ないに越したことはない。

委員　：この基準が２ヶ月以上複数月続くと労基法違反にもなる。

会長　：事務局に検討していただく。

会長　：１４ページ、基本目標３-１-２「女性の雇用・就業・企業等のための支援」の具体的施策「市職員の採用について、性別の片寄りがある職種における、改善を図ります」と言う文章がおかしいという意見について、内容を変えるのはなかなか難しいと感じるが、そもそも何を指しているのか。

事務局：性別の片寄りは、消防士について女性を採用対象にしているが、やはり男性の採用だけになっている現状である。

会長　：例えば４対６というレベルではなくて極めて片寄っているところから、表現は難しいかもしれないが、採用時点で少ない、絞っているように捉えられない工夫が必要。

委員　：今回の文章でいうと、何を改善するのかが分からない。片寄りがあるから何かを改善するという文章になっていないとおかしい。何かの部分が抜けている。

会長　：事務局と相談し、検討する。

委員　：資料２の基本目標１-２-２「教職員等の男女共同参画への理解促進」の具体的施策「教職員・保育士が、男女共同参画の視点に立った教育・保育ができるよう、支援します」について、担当課が幼児教育課になっており、取組についても、「多様性を認め合うなど、男女共同参画の視点に立った保育につながる研修会を実施する」、２つ目も「幼児教育アドバイザーが各就学前施設に定期的に訪問し、保育への助言を実施する」ということで、教職員が小学校以上の先生方に対する支援・研修とかがあるなら、入れてもらえたら。保育園や幼稚園ばかりが対象になっていると感じた。

会長　：部局を分けるために、教職員は幼稚園の教員という意味で入れており、

上の学校教育と分けているということか。

事務局：幼児教育課の幼稚園やこども園、こども園は幼稚園と保育所が合わさった施設になるので、幼稚園は教職員、保育所の保育士という分類で教職員・保育士と２つを並べている表現になっている。

委員　：小学校以上の市教職員の研修はどこに書いているのか。

事務局：「教職員等が、男女共同参画の視点に立った進路指導や職業選択のアドバイス等ができるよう、支援します」の学校教育部学校教育課が教職員対象となっている。

委員　：キャリア教育推進事業やトライやる・ウィーク推進事業について書かれているが、そもそものベースの教育の考え方とか視点の研修は無いのかと思う。

会長　：もともとこの項目は１で子どもへの教育、２で教職員自体の行動変容や意識変容に関わる内容を見に行ける整理をしていたが、取組内容を見てみると、幼稚園の方は「男女共同参画の視点に立った保育」を方針とする内容が入っているが、学校教育課には入っていないという指摘である。
　学校教育課から出てきた内容だと思うが、もう少し男女共同参画の視点に立ったという部分にあたるものが入ってきてもいいと思う。

事務局：もう一度、教育委員会の担当部局に聞き、教育研修についての現状を確認する。

委員　：基本目標２-２-１「庁内における男女共同参画の推進」の取組について、「リーダー・サブリーダ―に対してオンブード報告を用いた勉強会や外部講師を招いての研修を行う」とある。オンブード報告は毎年ミモザの日でも行われており、市民として参加しているが、年々わかりやすくなっており、伊丹市の課題や状況、頑張っている課もあれば、なかなか難しいなということも、自分の仕事と照らし合わせて感じる。本当にすごい良いなという取組だと思う。このリーダー・サブリーダ―がどういう立場なのか。中堅の方か、課長とか主任とか。

事務局：リーダーについては各所属課等の所属長、課長がリーダーとなっており、サブリーダーはそのリーダーを支える人を各課から１人選出しているため、一般職もいる。

委員　：すごく良いと思う。もうすでに実施しているため、継続していくのか。

事務局：継続して実施していく。

委員　：基本目標３-２-２「仕事と子育て・介護等の両立支援」の「仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制を整えます。」について、幼児教育課が担当しているが、病児・病後児保育委託事業があり、去年の暮れごろは市内２ヶ所で各２名の一日定員４名だったが、今年度の夏から１ヶ所増え、３ヶ所で２名ずつの６名になった。いざというときに重要なサービスであり、人数が増えてきているので、入るのであれば入れてほしい。以前に比べて、ネットで「cohana（コハナ）」という予約システムができており、使いやすく改善されている。

会長　：周知するということか。それとも内容を修正するということか。

委員　：周知するという意味。

会長　：資料２の取組案の位置づけを再確認するが、計画案に記載するのは、「具体的施策」までであり、各課の「取組案」までは乗らないということで間違いないか。庁内だけで共有されるということか。

事務局：資料２の取組案については、第４期計画で考えられる事業を各担当課に照会をかけてまとめた一覧表になっている。計画の方には、具体的な取組案までは載らないが、オンブードによる進捗状況の確認の際に、取組案を基に確認する。

会長　：具体的に確認していく内容に関わってくるものであるので、必要なものがあれば追加する形で所管課に意見を伝えていただきたい。

委員　：捕捉だが、教職員への啓発について、人権教育室が、人権教育指導員を派遣する事業をしており、各学校から要請があったら、学校に出向いて各指導員が専門の指導や教育、例えばＬＧＢＴＱやハラスメント等の教職員研修を行っている。

委員　：色々な取組をしており、外部の講師にも来てもらう研修もあると思うが、具体的施策「教職員等が、男女共同参画の視点に立った進路指導や職業選択のアドバイス等ができるよう、支援します」の取組案に記載されていなかったので、気になった。

委員　：学校でのハラスメントが結構深刻なことがあったりするので、継続的に行っている学校もある。学校によっては、子ども達に向けて研修をお願いするところもある。

事務局：人権教育指導員派遣事業については、基本目標１－２－１「男女共同参画に関する子どもへの教育の推進」の具体的施策「子どもたちが、多様性を尊重・理解できる環境づくりに取り組みます」の人権教育室の担当事業で記載している。学校や地域からの要望で、指導員を派遣する事業となり、実際に教職員の研修にも使用している。

会長　：全てを入れることは難しいと思うが、重要なものを確認のため入れていただければと思う。
　たくさんの意見について、出来るだけ検討して、計画と取組に反映していただければと思う。

会長　：他に無ければ、これで閉会とする。

（閉会）

令和８年（２０２６）年　１０月　２８日

確認委員　　松浦　充幸

確認委員　　福満　久晃